

東かがわ市条例第2号

東かがわ市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例

東かがわ市証人等の実費弁償支給条例（平成15年東かがわ市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、<u>実費弁償を支給する。ただし、市から報酬又は給料を受ける者が、その職務の関係で出頭し、参加し、又は出席した場合には、これを支給しない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定による選挙人その他の関係人</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定による農地等の所有者、耕作者その他の関係人</p> <p>(8) 略</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項（<u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する場合を含む。</u>）の規定による選挙人その他の関係人</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定による農地等の所有者、耕作者その他の関係人</p> <p>(8) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。